

基本仕様書

<p>目 的</p>	<p>大手自動車関連企業及び中堅・中小自動車部品サプライヤー企業の集積する本市では、電動化をはじめ自動車産業が大きな転換期を迎えていることから、地域産業の構造転換への対応が必要である。</p> <p>また、持続的に発展する産業都市を目指す本市においては、自動車産業のみならず、市内のあらゆる産業・業種において、企業の自発的・組織的なイノベーション創出への取り組みが必要であると考えている。</p> <p>本事業では、市内中小企業がイノベーション（新しい技術や考え方を取り入れて、企業として新たな価値を生み出すこと。）を推進し、あらゆる産業に新規事業の創出に自ら取り組めるよう促すほか、新規事業を適切に磨き上げるため、新規事業の創出・改善に取り組む企業の支援相談対応を実施する。</p> <p>さらに、プログラムにおける取り組みや成果について、市内の他の中小企業に波及、好循環を生み出し、市内中小企業においてイノベーション推進の機運醸成を図る。</p>
<p>実 施 内 容</p>	<p>契約締結日から令和9年3月末までの期間において、次のとおりプログラムを実施すること。</p> <p>以下の①～⑤のメニューを基とする中で、より新規事業創出につながるようそれぞれを組み合わせて実施することも可とする。</p> <p>【新規事業開発伴走支援プログラム】</p> <p>①セミナー及びワークショップ 新規事業の開発手法、プログラムの進め方についての全体説明及び新規事業に関するワークショップを2回以上開催すること。</p> <p>②ビジョン策定・事業展開のためのワークショップ 2回以上開催すること。</p> <p>③メンタリング 新事業展開のアイデア創出伴走支援のためのメンタリングを、原則6日以上、1日当たり1時間程度実施すること。 なお、伴走支援の実施において、対面、オンラインの方法は問わない。</p> <p>④成果報告 本プログラムの参加企業の取り組みについて、市内外に波及するための成果報告会を実施すること。報告会には、参加企業自らがプレゼン・ピッチ等を行うよう取り計らうこと。</p> <p>⑤過去参加者向けの相談窓口 過去に本プログラムを利用した企業が創出した新規事業について、さらに磨き上げるための相談窓口を4回以上設置し、各社1回以上フォローアップ面談を行うこと。（過去参加企業：令和7年度6社、令和6年度6社）</p>

日 実 施 時 間	<p>受託候補者は、業務受託決定後、委託者と速やかに協議を行い、セミナー等の開催日程について決定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー及びワークショップは、平日午前9時から午後5時までの時間内に開催することを原則とする。 ・メンタリングは、平日午前9時から午後5時までの実施を原則とするが、参加企業の要望や調整を行ったうえで、当該時間外の対応も可とする。
対 象 企 業	<ul style="list-style-type: none"> ・「①セミナー及びワークショップ」は、刈谷市内に事業所を有する中小企業の従業員とする。 ・「②ビジョン策定・事業展開のためのワークショップ」及び「③メンタリング」は、原則「①セミナー及びワークショップ」に参加し、新事業展開に組織として取り組む意欲・熱量を有する従業員が所属する中小企業とする。
募 集 人 社 数 数	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業の創出方法等に関するセミナー及びワークショップ 30人程度 ・ビジョン策定・事業展開のためのワークショップ及びメンタリング 6社程度 <p>なお、ビジョン策定・事業展開のためのワークショップ及びメンタリングの参加に当たっては、経営層、決裁権者、幹部候補者の意思決定を受け、会社として参加すること。また、ビジョン策定・事業展開のためのワークショップ及びメンタリングへの参加希望が多い場合は委託者と受託者により対応を協議するものとする。</p>
募 集 方 法	<p>受託者にて募集する。</p> <p>※委託者の保有企業情報により募集を行う場合は、あらかじめ委託者と協議すること。</p> <p>※刈谷イノベーション推進プラットフォームの構成機関である刈谷商工会議所及び碧海信用金庫との積極的な関係性構築にも取り組み、市内中小企業への情報展開の円滑化を図ること。</p>
会 場	<p>刈谷市産業振興センター、刈谷市中央生涯学習センター又は I K O M A I D E S K (刈谷市コワーキングスペース) を会場の候補とし、受託者にて確保すること。</p>
効 果 測 定	<p>プログラムの参加に対する企業への影響について、参加前後の比較などを行うこと。</p> <p>なお、具体的な効果測定の内容や検証事項について、委託者と受託者の協議により決定する。</p>
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・各メニューの実施においては、参加者の現状等に応じてセミナーの内容等柔軟に対応するものとし、双方十分協議のうえ実施すること。 ・市内中小企業のイノベーションを推進するために必要とされる要素であれば、市域、県域を跨ぐ広域的な連携の仕組みの提案、実施も可とする。